資料２

既存住宅用
マーク

（案）

現　況　検　査　・　評　価　書

（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に基づく住宅性能評価書）

（既存・一戸建ての住宅）

（申請者の住所）
（申請者の氏名又は名称）　　様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成　年　月　日国土交通省告示第○○号）に基づき検査を行った結果は、この現況検査・評価書のとおりです。

＜注意＞

① この現況検査・評価書が交付された住宅を売買したとしても、売主と買主との間でこの記載内容を契約の内容とする旨の合意がなければ、この記載内容は、参考資料にとどまるものであり、売主が買主に対して検査時の状態で引き渡すことを約束したものとはなりません。

② この現況検査・評価書は、建物の隠れた瑕疵（欠陥）の有無を示すものではありません。

③ この現況検査・評価書の記載内容は、検査・評価時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

１．住宅の所有者
２．住宅の名称
３．住宅の所在地

以上

現況検査・評価書交付年月日	年　月　日	現況検査・評価書交付番号	-　-　-
検査年月日	年　月　日（複数ある場合は各々記載）		
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

Ⅰ．住宅に関する基本情報

【注記】
○本欄は、申請者の申告書の記載内容に基づき、当機関が通常の注意義務の範囲内で、その事実関係を確認し記載したものである。なお、中には申告書の記載内容を当機関が確認できなかったものも含まれる。

項　目		確認した内容
1.新築の時期	着工時期	□［　　年　　月頃］と確認できた（根拠：　　）
		□［　　年　　月頃］と申告書に記載があったが確認できなかった
		□不明
	竣工時期	□［　　年　　月　　日］と確認できた（根拠：　　）
		□［　　年　　月頃］と申告書に記載があったが確認できなかった
		□不明
2.新築時の設計者、工事施工者、販売業者の名称・連絡先	設計者	□［名称：　　連絡先：　　］と確認できた（根拠：　　）
		□［名称：　　連絡先：　　］と申告書に記載があったが確認できなかった
		□不明
	工事施工者	□［名称：　　連絡先：　　］と確認できた（根拠：　　）
		□［名称：　　連絡先：　　］と申告書に記載があったが確認できなかった
		□不明
	販売業者 □該当なし	□［名称：　　連絡先：　　］と確認できた（根拠：　　）
		□［名称：　　連絡先：　　］と申告書に記載があったが確認できなかった
		□不明
3.新築時の関係図書等の有無	設計図書等	□以下の設計図書等がある □付近見取図　□配置図　□平面図　□立面図 □断面図　□矩計図　□設備図　□構造図 □構造計算書　□屋根伏図　□基礎配筋図　□基礎伏図 □仕上げ表　□仕様書　□その他（　　）
		□いずれの存在も確認できなかった
	新築時の建築基準法関係書類等	□建築基準法に基づく確認・検査関係の以下の書類がある □確認済証又は建築確認通知書等　□中間検査合格証　□検査済証 □いずれの存在も確認できなかった
		□その他第三者機関による以下の検査証明等がある □住宅金融公庫融資住宅の検査を受けたことを示す以下の書類がある □公庫現場審査に関する通知書 □登記簿謄(抄)本の写し[乙区欄の抵当権設定] □住宅の性能保証に関する等第三者機関による以下の検査証明*がある （検査機関名称：　　） □工事中間時の検査証　□工事完了時の検査証 ＊　第三者機関による工事中間時の検査等（建築士又は建築基準適合判定資格者が行ったものに限る。ただし、工事監理者を除く。）を記載している
4.住宅性能表示制度の利用の有無	設計住宅性能評価	□設計住宅性能評価書を確認できた ［交付時期：　　年　　月　　日、交付番号：　　］
		□［□利用した　□利用しなかった］と申告書に記載があったが確認できなかった
	建設住宅性能評価	□建設住宅性能評価書を確認できた ［交付時期：　　年　　月　　日、交付番号：　　］
		□［□利用した　□利用しなかった］と申告書に記載があったが確認できなかった
	既存住宅現況検査・評価	□現況検査・評価書を確認できた ［交付時期：　　年　　月　　日、交付番号：　　］
		□現況検査・評価書を確認できた ［交付時期：　　年　　月　　日、交付番号：　　］
		□［□利用した　□利用しなかった］と申告書に記載があったが確認できなかった

Ⅰ．住宅に関する基本情報

５．劣化診断・耐震診断等の履歴		□以下の診断書等を確認できた。 ①[　　]診断　実施時期：　　実施者名： ②[　　]診断　実施時期：　　実施者名： ③[　　]診断　実施時期：　　実施者名： □存在を確認できなかった
６.増改築、修繕・改修の履歴 ※配管や機器等の設備類の修繕・改修等は別途Ⅳ．に記載 ※※修繕・改修とは、内装の模様替え、屋根の葺き替え等をいい、部分的な塗装の塗替え等軽微なものは除く。ただし、検査に関連し検査対象部位について行った補修については含まれる。	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　] □左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった □以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった
	2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　] □左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった □以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった
	3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　] □左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった □以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった
	4	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　] □左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった □以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった

項　　目		記載内容
７.被災の履歴		□被災していないと申告書に記載があった □以下のとおり申告書に記載があった □地震による被災（内容：　　、時期：　　年　　月頃） □火災による被災（内容：　　、時期：　　年　　月頃） □水害による被災（内容：　　、時期：　　年　　月頃） □その他の被災　（内容：　　、時期：　　年　　月頃） □申告書に記載なし又は不明
８.日常生活上の不具合等（過去 5 年間に発生したもの）	漏水	□以下のとおり申告書に記載があった □過去に漏水したことはない □右記のとおり漏水あり □右記のとおり漏水したが修繕し、その後漏水はない 場所：[　　] 漏水の頻度：□雨が降ると概ね漏水する □大雨（長雨）の時漏水する □雨と関係なく漏水する □その他（　　） 漏水量：□バケツに溜まる程度 □水滴が落ちる程度 □シミで天井等が汚れる程度 □その他（　　） □申告書に記載なし又は不明
	結露（浴室を除く）	□結露したことがないと申告書に記載があった □以下の場所において結露したことがあると申告書に記載があった □屋外に面する壁の室内側表面 □屋外に面する壁とＴ字型に交わる間仕切壁の屋外に面する壁側付近 □屋外に面する壁と天井、床との取合部 □屋外に面する壁に接して置いた家具の裏面の壁等 □押入れの壁等 □居室の天井の表面　□居室の床の表面　□その他（　　） □申告書に記載なし又は不明
	その他	□その他の日常生活上の不具合はないと申告書に記載があった □以下のとおり日常生活上の不具合があると申告書に記載があった [　　] □申告書に記載なし又は不明

Ⅱ．現況検査に関する表示事項

1.現況検査（部位等・事象別の判定）

【注記】
○「住宅に関する基本情報」を踏まえ、当機関が、評価方法基準に従って、通常の手段をもって目視が可能と判断した範囲を目視等により検査し、その時点において詳細調査又は補修を要する事象が認められたか否を表示している。
○「確認欄」は部位毎の目視できた範囲を示し①～⑤の意味は次のとおり。
①：すべて又はほとんど確認できた（9 割以上）　②：過半の部分は確認できた（5 割超９割未満）
③：過半の部分は確認できなかった（1 割以上５割以下）　④：ほとんど確認できなかった（1 割未満）
⑤：まったく確認できなかった
なお、「結果」欄がａとなるのは、「確認」欄が①～③の場合のみとしている。

項目					結果	
部位等	確認欄	表示すべき事象			ａ．詳細調査又は補修を要する事象は認められない	ｂ．詳細調査又は補修を要する事象が認められる
1-1 基礎のうち屋外に面する部分（壁又は柱と異なる仕上げとなっている場合に限る。）	□① □② □③ □④ □⑤	仕上げ材	□コンクリート打放し又はモルタル仕上げ	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				鉄筋の露出	□	□
				その他[　　]	□	□
			□その他 [　　]	[　　]	□	□
				[　　]	□	□
				[　　]	□	□
1-2 壁、柱及び梁並びに基礎（壁又は柱と同一の仕上げとなっている場合に限る。）のうち屋外に面する部分	□① □② □③ □④ □⑤	仕上げ材	□モルタル仕上げ等	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				剥がれ	□	□
				その他[　　]	□	□
			□仕上げ塗材	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				剥がれ	□	□
				その他[　　]	□	□
			□サイディングボード等	欠損	□	□
				剥がれ	□	□
				腐食	□	□
				その他[　　]	□	□
			□タイル	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				浮き	□	□
				剥がれ	□	□
				その他[　　]	□	□
			□その他 [　　]	[　　]	□	□
				[　　]	□	□
				[　　]	□	□
		シーリング材		破断	□	□
				接着破壊	□	□
				その他[　　]	□	□
1-3 屋根	□① □② □③ □④ □⑤	仕上げ材	□粘土がわら、厚形スレート、住宅屋根用化粧スレート、シングル類スレート	割れ	□	□
				欠損	□	□
				ずれ	□	□
				剥がれ	□	□
				その他[　　]	□	□
			□金属系屋根（下地が鋼板であるものに限る）	腐食	□	□
				その他[　　]	□	□
			□その他 [　　]	[　　]	□	□
				[　　]	□	□
				[　　]	□	□

Ⅱ．現況検査に関する表示事項（続き）

項目					結果	
部位等	確認欄	表示すべき事象			a．詳細調査又は補修を要する事象は認められない	b．詳細調査又は補修を要する事象が認められる
1-4 屋内の床	□①	仕上げ材	□フローリング等	剥がれ	□	□
	□②			その他[　　]	□	□
	□③		□タイル類	欠損	□	□
	□④			剥がれ	□	□
	□⑤			その他[　　]	□	□
			□その他	[　　]	□	□
			[　　]	[　　]	□	□
				[　　]	□	□
		床の沈み			□	□
		床の傾斜			□	□
1-5 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分	□①	仕上げ材	□モルタル仕上げ等	ひび割れ	□	□
	□②			欠損	□	□
	□③			その他[　　]	□	□
	□④		□仕上げ塗材	ひび割れ	□	□
	□⑤			欠損	□	□
				その他[　　]	□	□
			□化粧石こうボード等	欠損	□	□
				剥がれ	□	□
				腐食	□	□
				その他[　　]	□	□
			□タイル	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				剥がれ	□	□
				その他[　　]	□	□
			□壁紙等	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				その他[　　]	□	□
			□その他	[　　]	□	□
			[　　]	[　　]	□	□
				[　　]	□	□
		傾斜			□	□
		漏水等の跡			□	□
1-6 天井	□①	仕上げ材	□仕上げ塗材	ひび割れ	□	□
	□②			欠損	□	□
	□③			その他[　　]	□	□
	□④		□化粧石こうボード等	欠損	□	□
	□⑤			剥がれ	□	□
				腐食	□	□
				その他[　　]	□	□
			□壁紙等	ひび割れ	□	□
				欠損	□	□
				その他[　　]	□	□
			□その他	[　　]	□	□
			[　　]	[　　]	□	□
				[　　]	□	□
		漏水等の跡			□	□
1-7 □階段	□①	踏面		沈み	□	□
	□②			欠損	□	□
	□③			腐食	□	□
	□④	□転落防止用手すり		手すりのぐらつき	□	□
	□⑤			支持部分の腐食	□	□
		その他[　　]			□	□

Ⅱ．現況検査に関する表示事項（続き）

項目					結果	
部位等	確認欄	表示すべき事象			a．詳細調査又は補修を要する事象は認められない	b．詳細調査又は補修を要する事象が認められる
1-8 □バルコニー	□① □② □③ □④ □⑤	直下の状況	□直下が屋内である場合	床の防水層の破断	□	□
				床のひび割れ	□	□
				床の沈み	□	□
			□直下が屋内でない場合	支持部分の欠損	□	□
				支持部分の腐食	□	□
		□転落防止用手すり		手すりのぐらつき	□	□
				支持部分の腐食	□	□
		その他[　　]			□	□
1-9 屋外に面する開口部（雨戸、網戸及び天窓を除く。）	□① □② □③ □④ □⑤	建具周囲の隙間			□	□
		建具の開閉不良			□	□
		□転落防止用手すり		手すりのぐらつき	□	□
				支持部分の腐食	□	□
		その他[　　]			□	□
1-10 □土台及び床組	□① □② □③ □④ □⑤	土台及び床組の接合部分の割れ			□	□
		その他[　　]			□	□
1-11 □小屋組	□① □② □③ □④ □⑤	雨漏り等の跡			□	□
		小屋組の接合部分の割れ			□	□
		その他[　　]			□	□
1-12 □雨樋（竪樋を含む）	□① □② □③ □④ □⑤	詰まり			□	□
		破損			□	□
		その他[　　]			□	□
2-1 給水設備		漏水			□	□
		赤水			□	□
		給水流量の不足			□	□
		その他[　　]			□	□
2-2 排水設備		漏水			□	□
		排水の滞留			□	□
		□浄化槽		損傷	□	□
				腐食	□	□
		その他[　　]			□	□
2-3 給湯設備		漏水			□	□
		赤水			□	□
		給湯器		排気不良	□	□
				着火不良	□	□
		その他[　　]			□	□
2-4 換気設備		作動不良			□	□
		ダクトの脱落			□	□
		その他[　　]			□	□
2-5 浴槽		損傷			□	□
		腐食			□	□
		その他[　　]			□	□
3-1 すべての部位（3.特定現況検査を選択している場合は表示しない。）		他の表示すべき事象の検査を通じて発見された腐朽等・蟻害				□

Ⅱ．現況検査に関する表示事項（続き）

２.現況検査（総合判定）

項　目	結　　果
現況検査（総合判定）	評価対象の住宅に認められる詳細な調査又は補修を要する特定の劣化事象等により総合的に判定される現況の程度
区分	□　Ａ．以下の項目のすべてについて詳細調査又は補修を要する事象は認められない（すべてａ判定である）
	□　Ｂ．以下の項目のいずれかについて詳細調査又は補修を要する事象が認められる（いずれかがｂ判定である（ｂ判定とみなされる場合を含む）注2）

【対象とした項目（再掲）】

項　目				結　果	
部位等	表示すべき事象			ａ．詳細調査又は補修を要する事象は認められない	ｂ．詳細調査又は補修を要する事象が認められる
1-1 基礎のうち屋外に面する部分	仕上げ材	□コンクリート打放し又はモルタル仕上げ	ひび割れ	□	□
			欠損	□	□
			鉄筋の露出	□	□
1-2 壁、柱及び梁並びに基礎（壁又は柱と同一の仕上げとなっている場合に限る。）のうち屋外に面する部分	仕上げ材	□モルタル仕上げ	ひび割れ	□	□
			欠損	□	□
			剥がれ	□	□
		□仕上げ塗材	ひび割れ	□	□
			欠損	□	□
			剥がれ	□	□
		□タイル	ひび割れ	□	□
			欠損	□	□
			浮き	□	□
			剥がれ	□	□
	シーリング材		破断	□	□
			接着破壊	□	□
1-3 屋根	仕上げ材	□粘土がわら、厚形スレート、住宅屋根用化粧スレート、シングル類スレート	割れ	□	□
			欠損	□	□
			ずれ	□	□
			剥がれ	□	□
		□金属系屋根（下地が鋼板であるものに限る）	腐食	□	□
		□その他[　　]	[　　] 注1	□	□
1-4 屋内の床	傾斜			□	□
1-5 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分	傾斜			□	□
1-8 □バルコニー	直下の状況	□直下が屋内である場合	床の防水層の破断	□	□
1-10 □土台及び床組	土台及び床組の接合部分の割れ			□	□
1-11 □小屋組	小屋組の接合部分の割れ			□	□
	雨漏り等の跡			□	□
3-1 すべての部位（「3 特定現況検査」を選択した場合は、3-1 及び 3-2 の結果による注3）	他の表示すべき事象の検査を通じて発見された腐朽等・蟻害				□

注１：“その他”の記載内容が、“防水層の破断”などここで対象とした項目に相当すると認められる場合は、それらの結果を含めて判定するものとする。

注２：「確認欄」が④及び⑤である場合は、結果がｂでなくても、現況検査（総合判定）の判定にあたってはｂとみなす。ただし、「1-3 屋根」については、「1.現況検査（部位等・事象別の判定）」の「確認欄」が④及び⑤であり、かつ結果がｂ判定でない場合は、現況検査（総合判定）の対象外とする。

注３：「3.特定現況検査」を選択した場合は、「3-1.腐朽等」及び「3-2.蟻害」の結果を参照し、どちらかが認められる場合は「2.現況検査（総合判定）」の結果を“Ｂ”とし、どちらも認められない場合は当該項目をａとみなす。

Ⅱ．現況検査に関する表示事項（続き）

３.特定現況検査【選択項目（オプション）】

項　目		結　　果	
特定現況検査 検査を補助した者の氏名又は名称 （　　）	1 腐朽等	□　a.腐朽、菌糸・子実体が認められない	□　b.腐朽、菌糸・子実体が認められる 【腐朽等が認められる部位】 □基礎　□外壁　□軒裏 □土台・床組　□小屋組 □その他[　　]
	2 蟻害	□　a.シロアリの蟻道、被害が認められない	□　b.シロアリの蟻道、被害が認められる 【蟻道が認められる部位】 □基礎　□外壁　□軒裏 □土台・床組　□小屋組 □その他[　　] 【被害が認められる部位】 □基礎　□外壁　□軒裏 □土台・床組　□小屋組 □その他[　　]

Ⅲ．性能評価に関する表示事項

（注）項目に付されている番号は評価方法基準上の番号を表す

項　目				結　果
1.構造の安定に関すること	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）［□選択せず］			地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
		劣化等の影響を考慮しない場合の等級		劣化等の影響を考慮しない場合の地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
			3	劣化等の影響を考慮しない場合に、極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第３項に定めるもの）の 1.5 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
			2	劣化等の影響を考慮しない場合に、極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第３項に定めるもの）の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
			1	劣化等の影響を考慮しない場合に、極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第３項）に対して倒壊、崩壊等しない程度
			0	その他
		劣化事象等		□構造耐力に関連する劣化事象等が認められる ［　　］ □その他
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）［□選択せず］			地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		劣化等の影響を考慮しない場合の等級		劣化等の影響を考慮しない場合の地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
			3	劣化等の影響を考慮しない場合に、稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第２項に定めるもの）の 1.5 倍の力に対して損傷を生じない程度
			2	劣化等の影響を考慮しない場合に、稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第 88 条第２項に定めるもの）の 1.25 倍の力に対して損傷を生じない程度
			1	その他
		劣化事象等		□構造耐力に関連する劣化事象等が認められる ［　　］ □その他
	1-3 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）［□選択せず］			暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		劣化等の影響を考慮しない場合の等級		劣化等の影響を考慮しない場合の暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			2	劣化等の影響を考慮しない場合に、極めて稀に（500 年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍）の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する暴風による力の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度
			1	その他
		劣化事象等		□構造耐力に関連する劣化事象等が認められる ［　　］ □その他
	1-4 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）［□選択せず］			屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		劣化等の影響を考慮しない場合の等級		劣化等の影響を考慮しない場合の屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			2	劣化等の影響を考慮しない場合に、極めて稀に（500 年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第 86 条に定めるものの 1.4 倍）の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50 年に一度程度）発生する積雪による力の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度
			1	その他
		劣化事象等		□構造耐力に関連する劣化事象等が認められる ［　　］ □その他
	1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法［□選択せず］			地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
				□地盤の許容応力度［　　kN／㎡］　□杭の許容支持力［　　kN／本］ 地盤調査方法等［　　］
	1-6 基礎の構造方法及び形式等［□選択せず］			直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長
				□直接基礎　構造方法［　　］　形式［　　］ □杭基礎　杭種［　　］　杭径［　　cm］　杭長［　　m］

Ⅲ．性能評価に関する表示事項（続き）

項　目		結　果	
2.火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）［□選択せず］	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、台所及び１以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1	その他
	2-4 脱出対策（火災時）［□選択せず］	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	
		□直通階段に直接通ずるバルコニー　□隣戸に通ずるバルコニー □避難器具［　　］　□その他［　　］	
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））［□選択せず］	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	
		3	火炎を遮る時間が 60 分相当以上
		2	火炎を遮る時間が 20 分相当以上
		1	その他
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））［□選択せず］	延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
		4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
		3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
		2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
		1	その他
4.維持管理への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）［□選択せず］	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		1	その他
6.空気環境に関すること	6-3 局所換気設備 □便所該当なし □浴室該当なし □台所該当なし ［□選択せず］	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備	
		便所：□機械換気設備　□換気のできる窓　□なし 浴室：□機械換気設備　□換気のできる窓　□なし 台所：□機械換気設備　□換気のできる窓　□なし	
	6-4 室内空気中の化学物質の濃度等［□選択せず］	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法	
		特定測定物質の名称［ホルムアルデヒド］	特定測定物質の濃度：【　　】 測定器具の名称：［　　］ 採取を行った年月日　：［　年　月　日］ 採取を行った時刻等　：［　～　］ 採取条件（居室の名称）：［　　］ （室温（平均の温度））：［　℃］ （相対湿度（平均の相対湿度））：［　%］ （天候）：［　　］ （日照の状況）：［　　］ （換気の実施状況）：［　　］ （冷暖房の実施状況）：［　　］ （家具等の設置状況）：［　　］ （その他）：［　　］ 分析した者の氏名又は名称：［　　］
		特定測定物質の名称［　　］	特定測定物質の濃度：【　　】 測定器具の名称：［　　］ 採取を行った年月日　：［　年　月　日］ 採取を行った時刻等　：［　～　］ 採取条件（居室の名称）：［　　］ （室温（平均の温度））：［　℃］ （相対湿度（平均の相対湿度））：［　%］ （天候）：［　　］ （日照の状況）：［　　］ （換気の実施状況）：［　　］ （冷暖房の実施状況）：［　　］ （家具等の設置状況）：［　　］ （その他）：［　　］ 分析した者の氏名又は名称：［　　］

Ⅲ．性能評価に関する表示事項（続き）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="2">結　　果</th></tr>
<tr><td rowspan="1">6.空気環境に関すること（続き）</td><td>6-4 室内空気中の化学物質の濃度等（続き）</td><td>特定測定物質の名称
[　　]</td><td>特定測定物質の濃度：【　　】
測定器具の名称：[　　]
採取を行った年月日　　：[　　年　　月　　日]
採取を行った時刻等　　：[　　～　　]
採取条件（居室の名称）：[　　]
（室温（平均の温度））：[　　℃]
（相対湿度（平均の相対湿度））：[　　%]
（天候）：[　　]
（日照の状況）：[　　]
（換気の実施状況）：[　　]
（冷暖房の実施状況）：[　　]
（家具等の設置状況）：[　　]
（その他）：[　　]
分析した者の氏名又は名称：[　　]</td></tr>
<tr><td rowspan="4">7.光・視環境に関すること</td><td rowspan="2">7-1 単純開口率
[□選択せず]</td><td colspan="2">居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ</td></tr>
<tr><td colspan="2">単純開口率：[　　%]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7-2 方位別開口比
[□選択せず]</td><td colspan="2">居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ</td></tr>
<tr><td colspan="2">北　：[　　%]　東　：[　　%]
南　：[　　%]　西　：[　　%]　真上：[　　%]</td></tr>
<tr><td rowspan="7">9.高齢者等への配慮に関すること</td><td rowspan="7">9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
[□選択せず]</td><td colspan="2">住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度</td></tr>
<tr><td>5</td><td>高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている</td></tr>
<tr><td>4</td><td>高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている</td></tr>
<tr><td>3</td><td>高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている</td></tr>
<tr><td>2</td><td>高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている</td></tr>
<tr><td>2-</td><td>高齢者等が安全に移動するための基本的な措置の一部が講じられている</td></tr>
<tr><td>1</td><td>その他</td></tr>
</table>

Ⅳ．設備に関する基本情報

【注記】
○本欄は、申請者の申告書の記載内容に基づき、当機関が通常の注意義務の範囲内で、その事実関係を確認し記載したものである。なお、中には申告書の記載内容を当機関が確認できなかったものも含まれる。
注１．プラスチック管とは、硬質塩化ビニル管（ＶＰ）、耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）、架橋ポリエチレン管（ＸＰＥ）、ポリブデン管（ＰＢ）、耐火二層管等。鋼管とは、亜鉛めっき鋼管（ＳＧＰ）、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＳＧＰ－Ｖ）、排水用塩化ビニルライニング鋼管（ＳＧＰ－ＤＶ）、コーティング鋼管等。その他とは、銅管（ＣＵＰ）、ステンレス鋼管（ＳＵＳ）等。
注２．その他の設備とは、全般換気システム（24 時間換気）、電化厨房、ディスポーザー（生ごみを粉砕し排水と一緒に排水管に投入する装置）、浴室暖房乾燥機、セキュリティシステム、情報・通信設備、200Ｖ対応配線設備等、生活利便上有益な情報として特記すべき設備。

項目			確認した内容	
給水管	配管材料		確認箇所：[　　] 配管材料[注1]：□プラスチック管　□鋼管 □その他（名称：　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴（軽微なものを除き最近の３回分を記載している。以下同じ。）	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった（分からないとあった場合を含む。以下、同じ。）
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
排水管	配管材料		確認箇所：[　　] 配管材料[注1]：□プラスチック管　□鋼管 □その他（名称：　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
給湯管	配管材料		確認箇所：[　　] 配管材料[注1]：□プラスチック管　□鋼管 □その他（名称：　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった

Ⅳ．設備に関する基本情報（続き）

項　目			確認した内容	
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
給湯器	熱源		□ガス　□石油　□電気　□その他（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	給湯方式		□瞬間式（給湯能力：(　　号)、□不明） □貯湯式（容量：(　　L)、燃焼量（　　L/h)、□不明） □その他（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
浴槽又はユニットバス	浴室仕様		□在来工法 □ユニットバス［型番：　　]	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	

Ⅳ．設備に関する基本情報（続き）

項　目			確認した内容	
暖冷房設備（ビルトインタイプのものに限る） □該当なし	熱源・方式		（複数回答可） □ガス　□石油　□電気　□その他（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
床暖房設備 □該当なし	床暖房設備の種類		□温水式　□電気式　□床暖房設備の設置なし □その他（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	熱源		□ガス（□個別熱源器　□セントラル方式 □その他（　　）） □石油　□電気　□その他（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
浄化槽 □該当なし	方式		□単独　□合併　□その他（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	処理対象人数		（　　）	□左記のとおり確認できた □不明
	修繕・改修、取り替え等の履歴	1	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		2	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
		3	実施時期：[　　年　　月頃] 部位及び工事内容：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった

Ⅳ．設備に関する基本情報（続き）

項　　目			確認した内容	
			□以下の記録等がある □図面　□施工記録　□その他（　　） □いずれの存在も確認できなかった	
	清掃の有無		実施時期：[　　]	□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった
その他の設備	設備の種類[注2]			□左記のとおり確認できた □申告書に左記の記載があるが確認できなかった

Ｖ．その他の特記事項

項　　目	内　　容
その他の特記事項 （擁壁の状態、地盤の状態、その他特筆すべき事項） ※この項目は、当機関が他の項目の検査を行う過程で把握した事項を記載したものである。	

別　添	／

検査結果説明書

■現況検査結果概況

・住宅の外周部について検査できなかった部分とその範囲

・詳細調査又は補修を要する事象ありとされた事象のうち主なものの内容及び箇所

図面、写真、スケッチ等で表現

図面名称	縮尺　　／

■検査に用いた器具等の名称その他検査の方法

■現況検査に用いた書類

□申告書

（申請者の氏名：
記入年月日　：　　年　　月　　日）

□その他

（　　）